

随意契約によることとした理由

1 件名

分煙施設の実験的設置による効果の検証に係る調査の企画・運営等業務

2 業務概要

本市では、望まない受動喫煙やばい捨ての防止に向けた実効性のある対策を検討している。この度、本市職員にて、喫煙者数やたばこの吸い殻数等の実態を調査したところ、喫煙所や灰皿（以下、「分煙施設等」という。）が設置されている場所【袋町公園、広島市東新天地公共広場（新天地公園）】では、設置されていない場所【広島市西新天地公共広場（以下、「アリスガーデン」という。）】に比べ、喫煙者やたばこの吸い殻が分煙施設等に集約される傾向が確認できた。この結果を踏まえ、本市では、「分煙施設の設置は、望まない受動喫煙やばい捨ての防止のための緊急的な対策として効果的である」という仮説を立てており、その検証のため、アリスガーデンに分煙施設を実験的に設置することとしている。

本業務は、アリスガーデン及びその周辺において、分煙施設設置前の状況や設置後の変化等を調査し、分煙施設の設置がもたらす受動喫煙防止などの社会的効果を定量的に把握することを目的とする。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市東区光町二丁目1番24号

(2) 名称

株式会社福山コンサルタント中四国支社

4 随意契約の根拠規定

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務の履行については、民間の優れた企画、ノウハウ、専門知識、経験等が求められることから、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の結果、1者から提案があり、「分煙施設の実験的設置による効果の検証に係る調査の企画・運営等業務プロポーザル審査委員会」において、審査を行ったところ、当該業者が受託候補者として特定された。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業者と随意契約を行うものである。